

長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）は、障害者福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年3月30日長崎県告示第460号の9)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象経費等)

第2条 整備費補助金の交付の対象となる経費は、別表1の第1欄に掲げる社会福祉施設の施設整備に要する経費であって、別表2の第3欄に定める経費とする。

2 整備費補助金は、次の各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎の整備に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

(補助の額)

第3条 整備費補助金の額は、別表1の第1欄に定める施設ごとに、次により算出するものとする。

ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、前条に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く）を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。

イ 別表1の第1欄に定める施設の種類ごとに別表2の第1欄に定める種目ごとに第2欄より算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額に別表1の第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内の額を補助額とする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第2の2号)
- (4) 整備費補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)に係る収支予算書又はこれに代わる書類

2 申請書の提出期限は、別に定めるところによるものとする。

- 3 第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金中の仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金中の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体については、この限りではない。

(補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る契約手続き等については、知事が別に定めるところにより行わなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び関係書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (5) 整備費補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (6) 長崎県福祉サービス第三者評価の対象となる施設で補助を受けようとするものは、補助協議を行う年度を含めて過去3カ年に福祉サービス第三者評価を受審していなければならない。また、受審していない場合にあつては、「福祉サービス第三者評価受審計画書」(様式第10号)を提出しなければならない。ただし、補助額が300万円に満たない場合、災害復旧費等臨時的措置による補助及び民間公益団体の補助については、この限りでない。
- (7) 補助事業を行うにあたり、次のアからウに掲げる者と契約を締結しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、整備費補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(事前着手)

第7条 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の円滑な実施を図るうえで、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、知事に事前着手届(様式第3号の2)を提出し、その同意を得て事業着手することができるものとする。

ただし書きにより交付決定前に着手する場合において、補助対象者は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

(状況報告等)

第8条 規則第11条第1項の規定による報告は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 補助事業に係る工事に着手したときは、着手した日から7日以内に工事着手報告書(様式第3号)を提出すること。
- (2) 12月末日現在における工事の状況について、翌年1月10日までに工事進捗状況報告書(様式第4号)を提出すること。
- (3) 補助事業に係る工事が完了したときは、完了の日から7日以内に竣工届(様式第5号)を提出すること。

(軽微な変更)

第9条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 建物の規模又は構造の変更(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
- (2) 建物の用途の変更
- (3) 入所定員又は利用定員の変更

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業完了日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度の4月10日とする。

2 規則第13条第1項前段の規定による実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳(様式第6号)
- (2) 事業実績報告書(様式第7号)
- (3) 歳入歳出決算見込書抄本

- 3 規則第13条第1項後段の規定による実績報告書に添付する書類は、年度実績報告書(様式第8号)とする。
- 4 第4条第3項ただし書の規定により交付の申請をし、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金中の仕入れに係る消費税等相当金額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第4条第3項ただし書の規定により交付の申請をし、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金中の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。)には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
なお、社会福祉法人等が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- 6 知事は、前項の報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等相当額の返還を命ずる。

(整備費補助金の交付)

第11条 整備費補助金は、概算払の方法により交付できるものとし、この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1)概算払請求書(様式第11号)
- (2)請求内訳書(様式第12号)

(財産の処分の制限)

第12条 規則第20条ただし書に規定する別に定める期間については、補助事業により取得した財産の処分制限期間(昭和20年厚生労働省告示第384号)中補助金等欄の社会福祉施設整備補助金の例による。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、各2部とする。ただし、電子メール等による提出を認めるものについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。
- 4 この要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。
- 5 この要綱は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。
- 6 この要綱は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

- 7 この要綱は、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 8 この要綱は、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 9 この要綱は、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 10 この要綱は、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 11 この要綱は、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 12 この要綱は、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 13 この要綱は、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 14 この要綱は、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 15 この要綱は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
- 16 この要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 17 この要綱は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 18 この要綱は、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 19 この要綱は、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第2条、第3条関係)

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
障害福祉サービス事業所 (療養介護を除く。)	障害者総合支援法第 79条第2項	障害者総合支援法第 79 条第 2 項 に基づき事業を実施する法人(社 会福祉法人、医療法人、日本赤十 字社、公益社団法人、一般社団法 人、公益財団法人、一般財団法人、 NPO法人又は営利法人等。以下 「社会福祉法人等」という。)	3/4以内
障害福祉サービス事業所 (療養介護に限る。)	障害者総合支援法第 79条第2項	社会福祉法人等	3/4以内
障害者支援施設	障害者総合支援法第 83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226 号)第348条第2項第10の4号 及び第10の6号の規定により 固定資産税を課されないこと とされている法人(社会福祉 法人、日本赤十字社、公益社 団法人、又は公益財団法人等。 医療法人を除く。)	3/4以内
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283 号)第28条第3項	社会福祉法人	3/4以内
短期入所事業所、 共同生活援助事業所	障害者総合支援法第 5条第8項及び同条 第15項	社会福祉法人等	3/4以内
障害児入所施設	児童福祉法第35条第 4項	社会福祉法人又は日本赤十字 社若しくは公益社団法人又は 公益財団法人	3/4以内
児童発達支援センター	児童福祉法第35条第 4項	社会福祉法人等	3/4以内
児童発達支援事業所、放課後等デ イサービス事業所	児童福祉法第34条の 3第2項	社会福祉法人等	3/4以内
居宅訪問型児童発達支援事業所、 保育所等訪問支援事業所、障害児 相談支援事業所	児童福祉法第34条の 3第2項	社会福祉法人等	3/4以内

福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4以内
応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備及び設備整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	3/4以内
その他の施設	知事が特に必要と認めるもの	社会福祉法人又は日本赤十字社	3/4以内

別表 2 (第2条、第3条関係)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>1 施設当たり基準単価を適用する場合 別表 3 に掲げる 1 施設あたり基準単価を 基準額とする。</p> <p>大規模修繕等及びその他の特別な工事費 については、知事が必要と認めた施設及び額 とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一 体的に整備されるものであって、 知事が必要と認めた整備を含む） に必要な工事費又は工事請負費 （第2条第2項に定める費用を除 く。）及び工事事務費（工事施 工のため直接必要な事務に要す る費用であって、旅費、消耗品 費、通信運搬費、印刷製本費及 び設計監督料等をいい、その額 は、工事費又は工事請負費の2.6 %に相当する額を限度額とする。 以下同じ）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金、 若しくは、この区分と別の区分 又はこの種目とは別の種目にお いて別途補助対象とする費用を 除き（以下同じ）、工事費又は 工事請負費には、これと同等と 認められる委託費、分担金及び 適当と認められる購入費等を含 む（以下同じ。）。</p>
<p>解体撤去工 事費及び仮 設施設整備 工事費</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は 工事請負費及び仮設施設整備に 必要な賃借料、工事費又は工事 請負費</p>
<p>スプリンクラー設 備等工事費 (既存施設)</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>スプリンクラー設備等に必要な工事 費又は工事請負費</p>

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	57,100,000	
		21人～40人	115,100,000	
		41人～60人	192,300,000	
		61人～80人	270,000,000	
		81人～100人	348,000,000	
		101人～120人	424,900,000	
		121人以上	502,900,000	
		施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	46,000,000
			21人～40人	92,900,000
			41人～60人	155,400,000
			61人～80人	218,900,000
			81人～100人	281,200,000
	101人～120人		344,700,000	
	121人以上	407,200,000		
	就労・訓練事業等整備加算		44,100,000	
	大規模生産設備等整備加算		145,100,000	
	短期入所整備加算		12,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算		13,900,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		9,900,000	
	居宅介護整備加算		6,610,000	
避難スペース整備加算		38,300,000		
療養介護	本体	利用定員 20人以下	103,900,000	
		21人～40人	208,800,000	
		41人～60人	347,900,000	
		61人～80人	489,600,000	
		81人～100人	630,000,000	
		101人～120人	770,300,000	
	121人以上	910,700,000		
	就労・訓練事業等整備加算		44,100,000	
	大規模生産設備等整備加算		145,100,000	
	短期入所整備加算		12,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算		13,900,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		9,900,000	
	居宅介護整備加算		6,610,000	
	避難スペース整備加算		38,300,000	
	共同生活援助	本体	定員4人～10人	27,100,000
			短期入所整備加算	12,000,000
エレベーター等設置整備加算			2,150,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		9,900,000		
居宅介護整備加算		6,610,000		
避難スペース整備加算		38,300,000		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	109,126,000
			標準	103,930,000
		21人～40人	都市部	219,159,000
			標準	208,722,000
		41人～60人	都市部	365,377,000
			標準	347,979,000
		61人～80人	都市部	514,197,000
			標準	489,712,000
		81人～100人	都市部	661,660,000
			標準	630,153,000
		101人～120人	都市部	808,897,000
			標準	770,377,000
	121人以上	都市部	956,247,000	
		標準	910,711,000	
	訓練事業等整備加算		都市部	46,252,000
			標準	44,049,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	152,325,000
			標準	145,072,000

別表3

短期入所整備加算	都市部	12,552,000		
	標準	11,955,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,587,000		
	標準	13,893,000		
障害児相談支援整備加算	都市部	10,426,000		
	標準	9,930,000		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,943,000		
	標準	6,613,000		
小規模グループケア整備加算	都市部	22,390,000		
	標準	21,324,000		
避難スペース整備加算	都市部	40,258,000		
	標準	38,341,000		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	60,048,000
			標準	57,189,000
	21人 ～ 40人	都市部	120,888,000	
		標準	115,131,000	
	41人 ～ 60人	都市部	201,856,000	
		標準	192,244,000	
	61人 ～ 80人	都市部	283,617,000	
		標準	270,111,000	
	81人 ～ 100人	都市部	365,377,000	
		標準	347,979,000	
	101人 ～ 120人	都市部	446,121,000	
		標準	424,876,000	
	121人以上	都市部	528,106,000	
		標準	502,959,000	
訓練事業等整備加算	都市部	46,252,000		
	標準	44,049,000		
大規模生産設備等整備加算	都市部	152,325,000		
	標準	145,072,000		
短期入所整備加算	都市部	12,552,000		
	標準	11,955,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,587,000		
	標準	13,893,000		
障害児相談支援整備加算	都市部	10,426,000		
	標準	9,930,000		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,943,000		
	標準	6,613,000		
避難スペース整備加算	都市部	40,258,000		
	標準	38,341,000		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設	都市部	30,081,000	
		標準	28,648,000	
	別表1のうち上記以外の施設	28,600,000		
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)		14,500,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみ)の整備の場合)		9,900,000		
障害児相談支援(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	10,426,000		
	標準	9,930,000		
居宅介護(居宅介護のみ)の整備の場合)		6,610,000		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算(各事業のみ)の整備の場合)	都市部	6,943,000		
	標準	6,613,000		
避難スペース整備(避難スペースのみ)の整備の場合)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設	都市部	40,258,000	
	標準	38,341,000		
別表1のうち上記以外の施設		38,300,000		
補装具製作施設		14,500,000		
盲導犬訓練施設		179,900,000		
点字図書館		49,400,000		
聴覚障害者情報提供施設		66,600,000		

備考

- 1 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 2 都市部とは中核市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)の区域をいう。標準とは都市部以外の区域をいう。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。